

スプリンクラー設備の設置についての補助金制度があります

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業※

※平成26年3月7日医政発0307第3号厚生労働省医政局長通知「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業の実施について」に基づく事業

次の病院・診療所等は、スプリンクラー設備を設置する際に財政援助を受けられる場合があります。

- 平成28年4月1日以前からある病院・診療所等で新たにスプリンクラー設備の設置が義務付けられたもの
- 防災対策のために自主的にスプリンクラー設備を設置するもの

※補助金制度の詳細は、所在地を管轄する自治体の医療担当部局にご相談ください。

ソフト面での防火対策も重要です

従業員等の教育、消防訓練等の防火対策について

病院・診療所等における火災被害を繰り返さないためには、建築構造や消防用設備等のハード面だけではなく、**防火管理者の選任、消防計画の作成や法令等により定められた消防訓練の実施などのソフト面**と合わせて総合的に対応することが必要です。



従業員等の教育

全ての職員が必要な知識を持ち、火災時に適切な対応ができるよう、定期的に教育を実施しましょう。
また、いざという時に自力避難が困難な患者の避難誘導に専念できるよう、あらかじめ自力避難ができる患者や付添人に対し、避難方法等の火災時の対応策を記載したパンフレットを配布する等周知し、自発的な避難を促しましょう。

効果的な訓練の実施

火災が発生した際、限られた人員で初期消火、通報、避難誘導等を適切に行うためには日頃の消防訓練が重要です。
訓練を行う際には、建物の構造や設備、患者の特性等施設の実情を考慮し、その効果を高めていく工夫が必要です。次の資料を活用するなど、より実践的な訓練を実施しましょう。

①有床診療所等における火災時の対応指針

https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/items/ichijitaihi_sankou.pdf

②自力避難困難な者が利用する施設における一時退避場所への水平避難訓練マニュアルについて

https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/items/300330_yo258.pdf



①



②

防火対策の自主チェック

安全対策を確保するためには、事業者自身による日頃の防火対策のチェックが重要です。次の「有床診療所における『簡易版』防火対策自主チェックリスト」を活用するなど、防火対策の自主チェックを実施しましょう。

①毎月点検

https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/item/prevention001_23_260530_4.pdf

②日常点検

https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/item/prevention001_24_260530_5.pdf



①



②

スプリンクラー設備の設置に係る詳細は、所在地を管轄する消防本部にご相談ください。

既存の病院・診療所・助産所でのスプリンクラー設備設置期限が近づいています

平成28年4月1日以前からある病院・診療所・助産所で、
下記のフローチャートよりスプリンクラー設備が必要とされる場合は、

お早めに
管轄消防本部へ
ご相談ください

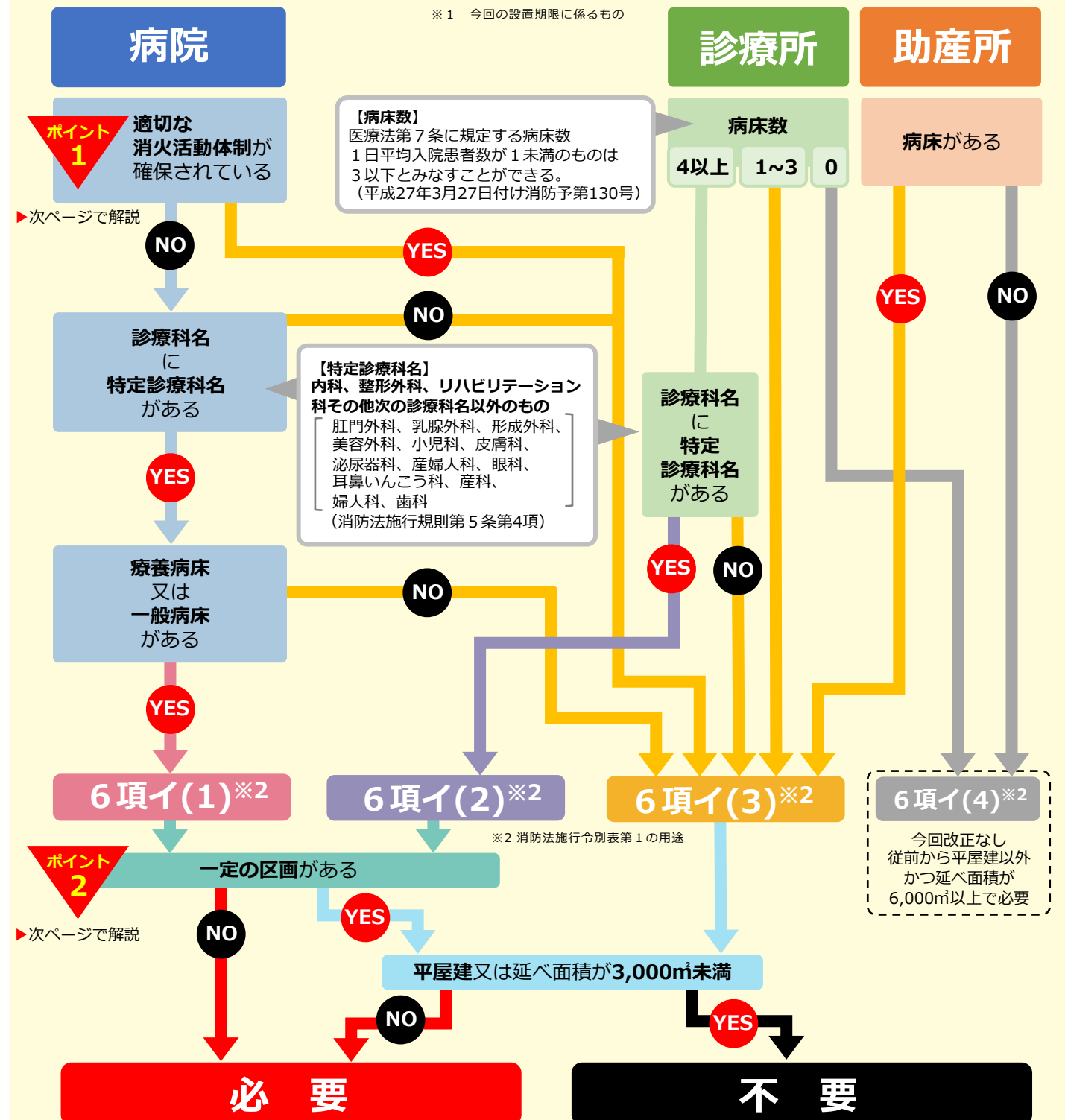


令和7年6月30日までに
スプリンクラー設備を設置してください。

平成25年10月11日に発生した福岡市有床診療所火災を受け、スプリンクラー設備の設置が必要とされる病院・診療所・助産所が拡大されました。

スプリンクラー設備要否フローチャート※1

※1 今回の設置期限に係るもの



スプリンクラー設備の基準では、設置についての緩和措置があります

ポイント 1

適切な消火活動体制の確保とは

①&②の勤務体制を有する病院は、6項イ（1）（延べ面積にかかわらずスプリンクラー設備が必要な病院）とはなりません。（消防法施行規則第5条第3項）

- ①勤務させる医師、看護師、事務職員等の数が、病床数が26床以下のときは2人、26床を超えるとときは2人に13床までを増すごとに1人を加えた数を常時下回らない体制
- ②勤務させる医師、看護師、事務職員等（宿直勤務者を除く。）の数が、病床数が60床以下のときは2人、60床を超えるとときは2人に60床までを増すごとに2人を加えた数を常時下回らない体制

6項イ（1）とならない病院の体制の例

病床数	50床	100床	200床	300床	400床
①を満たす最小の職員数	4人	8人	16人	24人	31人
②を満たす最小の職員数	2人	4人	8人	10人	14人

①及び②のいずれにも該当する場合、6項イ(3)となり、平屋建以外かつ延べ面積が3,000㎡以上でスプリンクラー設備の設置が必要

ポイント 2

一定の区画とは

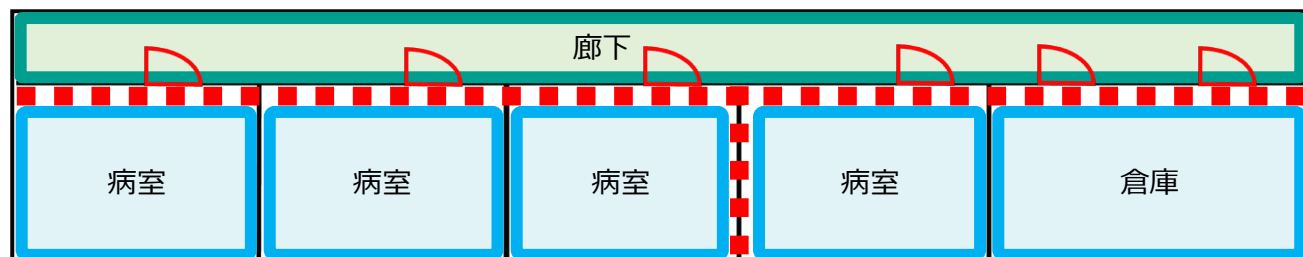
次の構造による区画を有する病院・診療所は、スプリンクラー設備は不要です。（平屋建以外で延べ面積が3,000㎡以上の場合を除く。）

消防法施行規則第12条の2第1項第1号に規定する区画の例

（基準面積1000㎡未満の場合）

▶次ページで解説

- 準耐火構造の壁及び床で区画したものであること（図 ■ ■ ■ 線）。
- 区画は、広さが100㎡以下で、かつ、居室が3室以下であること。
- 区画の扉は、防火戸で自動的に閉鎖等すること。
- 内装は、避難経路は準不燃材料（図 □ 線）、その他の部分は難燃材料（図 □ 線）であること。



平面図

スプリンクラー設備の基準では、設置についての緩和措置があります

特定施設水道連結型スプリンクラー設備

スプリンクラー設備の設置が必要とされた病院・診療所であっても、基準面積が1,000㎡未満の場合には、特定施設水道連結型スプリンクラー設備※を設置することができます。

※水道水を水源とした簡易なスプリンクラー設備

基準面積

延べ面積から次の①、②のいずれにも該当する部分（延べ面積の1/2以下まで）を除いた面積

①次のいずれかに該当する部分であること。

- (ア) 手術室、分娩室、内視鏡検査室、人工血液透析室、麻酔室、重症患者集中治療看護室その他これらに類する室
- (イ) レントゲン室等放射線源を使用し、貯蔵し、又は廃棄する室

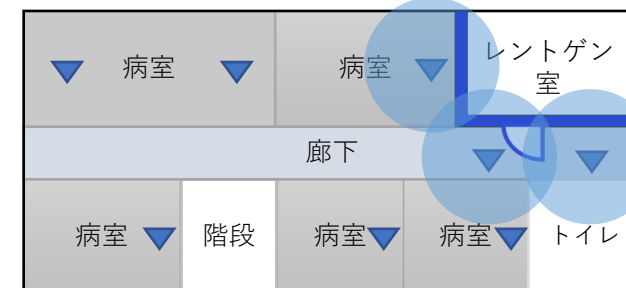
②次のいずれかの措置が講じられた部分であること。

- (ア) 準耐火構造の壁及び床で区画され、かつ、開口部に防火戸(随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。)を設けたもの
- (イ) 不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井で区画され、かつ、開口部に不燃材料で造った戸(随時開くことができる自動閉鎖装置付きのものに限る。)を設けた部分であって、当該部分に隣接する部分の全てがスプリンクラー設備の有効範囲内に存するもの

(ア) の例

▼：水道連結型ヘッド

(イ) の例



上記①、②のいずれにも該当する場合の例

- 例1
基準面積
病室等 500㎡ + 手術室 100㎡ = 600㎡ < 1000㎡
→ 特定施設水道連結型スプリンクラー設備 設置可能
- 例2
基準面積
病室等 900㎡ + 手術室 150㎡ = 1050㎡ ≥ 1000㎡
→ 特定施設水道連結型スプリンクラー設備 設置不可

パッケージ型自動消火設備

スプリンクラー設備の設置が必要とされた病院・診療所・助産所であっても、延べ面積が10,000㎡以下の場合には、パッケージ型自動消火設備※を設置することができます。

※水又は消火薬剤を圧力により放射する簡易な消火設備